HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	中国における農民専業合作社制度の検討 ： 農民的酪農の展開に向けて(開設50周年記念号)
著者	北倉，公彦
引用	開発論集，81：255-284
発行日	2008-03-00

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

開発論集　第81号　255-284(2008年３月)

中国における農民専業合作社制度の検討
── 農民的酪農の展開に向けて ──

北　倉　公　彦*

目　次

はじめに
1 「農民専業合作社法」制定の背景
2 「農協法」との比較
3 農業生産法人制度との比較
(1) 農業生産法人制度の創設とその変遷
(2) 模範定款等による専業合作社と農事組合法人
4 農民的酪農展開に向けた専業合作社の有効性
おわりに

はじめに

2006年10月31日の全人代常務委員会において「農民専業合作社法（以下「専業合作社法」と略称)」が採択され，2007年７月１日に施行された。これは，中国における初めての農民合作経済組織に関する法律として大きな関心を集めているが，同法に基づいて設立された「農民専業合作社（以下「専業合作社」と略称)」の制度的枠組みについては，詳らかでないところも多い。

また，筆者は，かねてから牛乳乳製品需要の急増が見込まれる中国において，農民的酪農の展開の必要性と重要性を主張しているが(1)，零細で経済的余裕のない中国農民が高額の資金を要する乳牛や畜舎，酪農機器などを導入し，飼料生産部門との結びつきを強め，しかも環境に配慮して清潔な牛乳を生産するためには，集団的な対応が不可欠であり，それを実現する上で，専業合作社法は有効に機能するのではないかと考えてきた。

このようなことから，昨年，専業合作社法の訳出を試みたのであるが(2)，本稿では，改めて合作社法制定の背景の概略を整理した上で，訳出した合作社法を「農業協同組合法（以下「農協法」と略称)」と比較し，その相違点を明らかにする。

さらに，農協法に規定されている「農事組合法人」を含む「農業生産法人」制度と比較し，専業合作社の制度的枠組みを明らかにし，その上で，中国における農民的酪農の展開の上での専業合作社の有効性に言及してみたい。

---

*（きたくら　ただひこ）開発研究所研究員，北海学園大学経済学部教授

1 「農民専業合作社法」制定の背景

人民公社が解体された1980年代以降，〝包産到戸・包干到戸〞(3) が全国に普及していった。これらは，それぞれ〝家庭生産請負制〞，〝家庭経営請負制〞と訳され，〝政社合一〞であった人民公社に代って，末端行政機能を担うようになった郷政府と農村家庭が契約を結び，一定の生産量や経営全体を請け負うものである。こうして農民の経営の自由度が高まっていった。

それと並行して，農産物の流通体制もこれまでの「統一買付制度(4)」から「契約買付制度(5)」へ転換し，農産物価格形成に市場メカニズムが強く働く仕組みが導入され，散在する零細経営にとっては，市場対応力の強化の必要性が高まったことから，農村に各種の合作経済組織が設立されていった。

一方，中央政府も90年代後半以降，家庭を単位とする請負制を変更することなく，生産前・生産中・生産後の各過程を一体化し，農産物の高付加価値化を図るとともに市場競争力を強化し，規模の経済性と平均的利益の確保を実現するため，「農業産業化」の方針を打ち出していった(6)。

農業産業化の方法は多様であるが，投資の促進と技術向上のため，加工流通企業や農民組織，村民委員会などがパートナーとなり，有利な作目を導入して産地形成を推進しようとする点は共通する。これを担っていくのが「農業産業化経営」であるが，その形式は〝企業＋農家群〞，〝農民経済組織＋農家群〞，〝企業＋農民経済組織＋農家群〞など多様である。

農業産業化経営をリードしていく企業は〝龍頭企業〞といわれるが，龍頭企業が持つ資金，技術，情報などを活用することができる一方で，龍頭企業が農業産業化経営の中で大きな力を持てば，参加する農家群はそれに従属することを余儀なくされる。

そこで，農業産業化経営に参加する農家群には，これらの企業との対応力を強化する必要が生じ，これに参加する農家群だけで構成する専業合作経済組織が設立されていくことになる。それによって，企業の発展と農民収入の増加という2つのメリットを両立させようとしたのである。

これらの農民専業合作経済組織は，「専業協会」，「専業合作社」など多様な名称と様々な事業内容を持つものである。しかし，これらの組織は根拠とする法律を持っていなかったことから，その法律的地位の不明確さ，利益の保証メカニズムの不完全性，内部管理規範の欠如によって，組織と構成員の権益の保護が図られないというという問題があり，その法的整備の必要性が高まっていった。

また，2001年12月のWTO加盟による国際競争力の強化とともに，農業・農村をとりまく情勢の変化への対応という要請も加わり，2002年12月28日の全人代常務委員会において「農業法」の全面的改正が採択され，2003年3月1日に施行された。

改正農業法の第2条では，法律が対象とする「農業」の範囲が，従来の直接生産活動に加えて，それに直接関連する生産前・生産中・生産後のサービスをも含むものに拡大された。さら

に第11条では，「国は家庭請負経営を基礎として，農民が自主的に様々な専業合作経済組織を結成するよう奨励する」とした上で，「農民専業合作経済組織は，構成員に奉仕するという主旨を堅持し，自主的加入，脱退の自由，民主的管理，余剰利益の還元という原則に則って，法によりその定款に規定された範囲で農業生産，経営及びサービス活動を行わなければならない」として，これを法定する方針を明確にしている。

農業部は2003年から，農民専業合作経済組織のモデル的試行を浙江省において開始したが(7)，その結果は2004年11月11日に，地方法規である「浙江省農民専業合作社条例」として公布された。それがベースとなって2006年10月31日の全人代常務委員会で専業合作社法が採択され，2007年7月1日に施行されたのである。

2 「農協法」との比較

専業合作社法の条文を基本に，関連する農協法の条文を対比させたのが表1である。その中から農協法との違いを整理してみたい。なお，専業合作社法の全条文を基本に，それと対応する農協法の条文を抜粋して対比させているが，ここでは出資組合の農協を想定し，非出資組合に関する条文については省略してある。

(1) 法律の目的

第1は，法律の目的である。すなわち専業合作社法第1条では，「農民専業合作社及びその構成員の合法的権益を保護」することを明確にしており，さらに第6条で，「国は，農民専業合作社及びその構成員の合法的な権益を保護し，いかなる組織と個人もそれを侵してはならない」として，改めて合法的な権益の保護を明定している。

これは，すでに存在している各種農村合作経済組織の一つである専業合作社に法律的根拠を与え，農民主体で構成する専業合作社とそこに参加する農家群が，市場における劣勢を跳ね返すことを意図したからに他ならない。

農協法が「農業者の協同組織の発達を促進することにより，農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図かり，もって国民経済の発展に寄与することを目的」としていることと比較すれば，いかに合法的権益の保護が強調されているかがわかる。

(2) 専門農協を目指す

第2は，いわゆる〝総合農協〟ではなく〝専門農協〟を目指している点である。すなわち，専業合作社法第2条において，「同種の農産物の生産経営者又は同種の農業生産経営サービスの提供者，若しくは利用者が……（中略）……行う互助的な経済組織である」とあるように，特定の農産物の種類ごとに合作社を組織しようとしているのである。名称に「専業」という名称を冠しているゆえんでもある。

「同種の」としたのは，生産コストを低減し，安定的な生産と品質の確保を図り，流通過程における不合理を解決するためには，零細な農民が同種の生産を集団的に行い，生産規模を拡大する必要があることが主たる理由であると考えられる。

また，「同種の」に関して，我々が遼寧省農村経済委員会で聞き取りした結果(8)では，食糧(米，麦類，トウモロコシ，いも類等)，油糧作物，綿花，糖類，煙草，蔬菜，茶，桑，果実，牛，豚，羊などの一つが中心となっていればよく，それに副次的なものがあってよいということであった。かつての日本の「農業構造改善事業」における〝基幹作目〞に類似する考え方のようである。

(3) 信用事業等の欠落

第3は，専業合作社法では，信用事業のほか，農地の造成改良や農地流動化，福利厚生，生活・文化などが専業合作社の対象事業外とされ，農産物の生産・加工・流通などが事業の主たる分野とされていることである(第2条)。とくに，日本おいて系統農協活動の主体となっている信用事業が欠落していることが特徴的である。

これは，商業銀行としての「中国農業銀行」があり，その一方で「農村信用合作社」が全国に網を張り，莫大な預金量を有し，その力は弱まっているとはいえ，農村金融に一定の機能を果たしていることによるものと考えられる。穿った見方をすれば，中央政府が信用事業を合わせて行うことにより，強大な経済組織ができあがることを避けたかったことによるものかも知れない。

その一方で，生産資材の購買，農産物の販売，加工，輸送，貯蔵に関る事業を行っている「供銷合作社」があるにもかかわらず，これらを専業合作社の業務としている理由は，これらの領域が農業産業化経営に参加する農家群の市場対応力の強化に不可欠であることのほかに，供銷合作社は日本の農協に匹敵する区域と経済規模を有しており，ここで想定されている専業合作社の範囲と経済規模は小さく，供銷合作社と直接的に競合しないと考えられたためであろう。

また，日本では農業経営受託事業，農地信託事業，農地保有合理化促進事業など，国の農業政策の具体的展開のための事業も農協が行うことができるのに対して，専業合作社法では，これらの行政の受け皿機能は期待されていない。これは，〝政社合一〞であった人民公社が，1982年12月4日の第5期全人代第5回会議で採択された新憲法において正式に解体され，行政機能は郷政府が担うこととなったことが基本となっているからである。

(4) 共同利益の追求

第4は，利益追求を前面に出していることである。農協法では，「営利を目的としてその事業を行ってはならない」としているのに対して，専業合作社法第3条では「構成員全体の共同利益を追求する」ことを明確にしている。

これは，農民が集団としてまとまることによって，企業や市場への対応力を強化することを

通じて農民収入の増加を図ることが，合作社設立の最大の眼目とされたからであり，中国農民のおかれた現状からすれば，至極当然のことである。営利目的の事業を法律的に制限しながら，その一方で各種事業を子会社化し，営利を追求している日本の農協制度より現実的である。

また，「構成員全体の共同利益を追求する」ことを明示することにより，力のある農民や加工企業の参加を促して専業合作社の設立を促進しようとする政策的意図があるとも考えることができる。

⑸ 設立要件としての構成員の数

第5は，設立要件としての構成員の数である。専業合作社法第10条では，5名以上の要件を満たす者が構成員となれば設立できる。このように，少人数でも設立できるようにした理由としては，零細経営が分散している中国農村では，はじめから大規模な経済組織を設立することは難しいこと，専業合作社の設立を促すためには，同種の生産を行う少人数の農民で組織する方が有効と考えられたからであろう。また，農業産業化経営のような比較的小さな集団を一つの単位として組織することが構想されたためとも考えられる。

それに対して農協法では，15人以上の農業者が発起人となることを要求しており，組合員数は発起人の15人以上よりはるかに多くなることが想定されている。それは，信用事業を中核とする「総合農協」を目指し，かつての「産業組合[9]」時代の〝1市町村1組合〞という考え方を踏襲して設立することを基本的な考え方としたからである。

⑹ 構成員の範囲

第6は，構成員となることができる者の範囲である。すなわち，専業合作社法第14条では，「民事行為能力を持つ公民」のほか，「農民専業合作社の業務と直接関りのある生産経営活動に従事する企業・事業体・社会団体」も構成員となることができるとしている。その上で第15条では，構成員総数の80％以上が農民でなければならないとし，企業，事業単位又は社会団体が構成員となることができるのは，構成員が20人未満の場合は1つ，20人以上の場合は構成員総数の5％以内としている。

それに対して農協法では，農業を営む個人と法人，農業に従事する者を「農業者」として〝正組合員〞資格を与え，当該農協の区域内に住所を有し，当該農協のサービスを利用することが相当と認められる個人又は一定の要件を満たす他の農協や団体を〝准組合員〞としているが，〝准組合員〞の数に制限は設けられていない[10]。

ここで留意しなければならないことは，専業合作社法では，構成員総数の80％以上が「農民」でなければならないとしているが，この場合の「農民」の定義づけである。中国の憲法，法律・法規において「農民」という用語は頻繁に使われるが，その明確な定義は存在しないからである。

中国の憲法及び法律・法規における「農民」の概念としては，①．公民としての「農民」，②．

職業としての「農民」，③．階級としての「農民」，④．多種の経済主体の一つとしての「農民」があり，これらが統一的定義がないまま「農民」という用語で混用されている(11)。

それでは専業合作社法における「農民」とは，どのようなものを指すのであろうか。それによっては専業合作社の性格も変わってくる。「農民」の最も狭い定義は，職業としての「農民」であり，農業を営む者又は農業に従事する者ということになる。反対に最も広い定義は，農村に居住する者で，非農業に従事する者が含まれる。

これを明らかにしてくれるのが，2007年5月28日に国務院から通達された「農民専業合作社登記管理条例（国務院令第498号）」である。その第15条では，構成員の資格証明について，「農民専業合作社の構成員が農民である場合は，身分証明は農業人口戸籍簿とする。非農業戸籍の場合は，身分証明は住民身分証と土地請負経営権証明書又は村民委員会（住民委員会）が発行した身分証とする。農民専業合作社の構成員が農民でない場合は，身分証明は住民身分証とする。農民専業合作社の構成員が企業，事業体又は社会団体である場合は，身分証明は企業法人営業許可証又はその他の登記証書とする」と規定している。

すなわち，農業人口戸籍簿に登録されている者が「農民」ということになる。しかし，農業人口戸籍簿に登録されていても，農業を営む者や農業に従事する者ばかりでなく，非農業に従事している者も多く，また，非農業戸籍であっても，土地請負経営権証明書を受け取って農業を営んでいる者もある。これらを含めて「農民専業合作社登記管理条例」では「農民」としていることがわかる。

また，農業人口戸籍簿に登録されているほとんどの者には，農業を営んでいるか否かにかかわらず土地請負経営権証明書が発行されているから，「農民」とは，土地請負経営権を有する者と言い換えることができる。土地請負経営権すなわち土地使用権を賃貸し，非農業に従事する者は多いが，彼らも「農民」なのである。

このことから，専業合作社法では，農協法が規定している組合員よりはるかに広範な者をも対象としていることがわかる。

周知のとおり，中国では土地使用権の譲渡，貸与が認められており，「三農問題」の解決を内政の最重要課題とする中央政府が，農業経営規模の拡大と余剰農業労働力の解消を目指し，農業から離脱しようとする者を専業合作社の中で吸収しようとする意図があっても不思議ではない。

(7) 議決権

第7は，構成員の議決権である。専業合作社法第17条では，「農民」ではない個人や団体を含むすべての構成員に1人1票の議決権が認められているが，農協法では議決権を持つのは〝正組合員〟だけで，〝准組合員〟には議決権が与えられていない。

さらに特徴的なのは，専業合作社との取引量が比較的大きな構成員には，基本議決権総数の20％以内という制限を加えながらも，「付加議決権」を認めていることである。

これは,「農民」ではない個人や団体を含むすべての構成員の「共同利益を追求する」という原則（第３条）を貫徹すると同時に，合作社の設立と運営をリードしていく規模の大きな農民や企業の積極性を引き出そうとしたからであろう。

また，農協法が完全な〝１人１票制〟の原則を貫徹したことが大規模農家の〝農協離れ〟の一因となっていることを考えれば，現実妥当なものといえる。

⑻ 連合会組織の欠如

農協法では,農業協同組合連合会を法定し,その会員たる資格について第12条第2項で,「１．組合，２．他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの，３．組合が主たる構成員又は出資者となっている法人」と定めており，連合会組織は農協系統事業の中枢にあって活発に活動している。

一方,専業合作社法では連合会組織は規定されていない。同法第14条の構成員の規定からは,設立された各専業合作社が同一目的に向かって連合合作社を組織することができるか否かは即断できないが,第15条では構成員の80%以上が農民でなければならないと規定しているから,連合合作社は想定されていないと考えなければならない。

しかし，専業合作社法施行以降に出された黒竜江省農業委員会資料(12)によれば，専業合作社の設立審査方針として,「条件によっては県級，市級連合社を設立し，農民専業合作社が連携してさらに市場取引における交渉地位と市場への影響力を高める」ことがあげられており，これがどう扱われるのかが注目される。

⑼ 要約

これらを要約すると，専業合作社法は，①．農民専業合作社及びその構成員の合法的な権益の保護を主たる目的としていること，②．〝総合農協〟ではなく〝専門農協〟を目指していること，③．生産資材の購買，農産物の販売，加工，輸送，貯蔵に関る事業を主要業務とし，信用事業は対象業務とされず，行政の受け皿機能も期待されていないこと，④．構成員全体の共同利益の追求を明確にしていることの諸点で，日本の農協との相違が明確になる。

また，⑤．設立要件としての構成員の数からみても日本より少数の構成員が想定されていること，⑥.「農民」を主体としながらも，農業に従事している者だけでなく，農村に居住する者，当該専業合作社の業務と密接な関係を有する企業や事業体，さらには社会団体も正規の構成員となることができること，⑦．これらの構成員はすべて〝１人１票〟の議決権を有すること，⑧．取引量が大きな構成員には「付加議決権」を与えていること，⑨．連合会組織が規定されていないこと等が特徴的である。

このように見てくると,専業合作社は日本の農協より,小規模でかつ構成員に多様性を持ち,利益追求の性格が強く，農協法が規定している「農事組合法人」を含む「農業生産法人」に近いところもあるということができる。

3　農業生産法人制度との比較

(1)　農業生産法人制度の創設とその変遷

中国における農民的酪農の展開に当たって，専業合作社の有効性を考えるために，農協法が規定する「農事組合法人」を含む「農業生産法人」制度と比較してみたい。まず，その制度の創設から現在に至る変化を整理しておこう(13)。

農業生産法人制度は，「農業基本法」公布後の1962年5月，「農地法の一部を改正する法律」により創設されたが，同時期に農協法が改正され，農事組合法人も生まれた。

創設当時の農業生産法人の要件は，①．農事組合法人，合名会社，合資会社又は有限会社であること，②．事業が農業（これと併せ行う林業を含むみ，農事組合法人の場合は農業共同利用施設の設置又は農作業の共同化の事業を含む）及びその附帯事業に限られること，③．組合員又は社員は，法人への農地に関する権利の提供者又は法人の事業の常時従者に限られること，④．経営している農地又は採草放牧地のうち法人構成員以外からの借受面積が2分の1未満であること，⑤．常時従事者である構成員が議決権の過半数を保有すること，⑥．構成員以外に依存する労働力が事業に必要な労働力の原則として2分の1以下であること，⑦．利益配当はすべて構成員の事業に従事した程度に応じて行うか，年6分の範囲内で出資に応じて配当し，その剰余は事業従事の程度に応じて配分することというものであった。

この農業生産法人制度は，農業基本法第17条の「協業の助長」の規定，すなわち「農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い，共同して農業を営むことができるように農業従事者の協同組織の整備，農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする」を具体化したものである。また，法人要件は自作農主義を貫き，農業経営，農業労働，農地所有を可及的に一致させようとするものであった。

このうち農事組合法人は，1960年及び61年の農協法改正案では，農業経営を行う農協として「農業生産協同組合」が提案されていたものが，いずれも審議未了で廃案となり，61年10月の農協法改正の修正案で「農事組合法人」に名称が改められ，農業経営のほかに共同利用施設の設置や農作業の共同化の事業も行えるようにしたのである。

その後，農業生産法人制度は70年5月に法人の要件が改正され，創設時の④，⑥，⑦が要件からはずれ，⑤の業務執行役員の要件が「農地に関する権利の提供者であり，かつ法人の事業への常時従事者で，法人の事業に必要な農作業に主として従事する組合員又は社員が，理事，業務執行権を有する役員又は取締役の過半を占めること」とされた。

さらに，80年5月の農地法改正では，業務執行役員の要件から「農地に関する権利の提供者であり」がはずされ，「法人の事業への常時従事者で法人の事業に必要な農作業に主として従事する組合員又は社員が，理事，業務執行権を有する役員又は取締役の過半を占めること」と改められた。このような変化は，農業経営，農業労働，農地所有の可及的一致という制度創設当時の考え方が後退したことによるものである。

2001年3月には，農業生産法人制度の見直し等を内容とする「農地法の一部を改正する法律」が施行された。その要点の第1は，法人形態が有限会社，農事組合法人，合名会社又は合資会社に限られていたが，新たに「定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社」が追加され，法人形態の選択の幅が拡がったことである。

第2は，事業要件が「主たる事業が農業と関連事業（法人の農業と関連する農産物の加工販売等）であること」と改められ，農業と関連事業が売上高で過半を占めれば，その他の事業を行うことができるようになり，事業の多角化や労働力の安定的な確保を図ることが可能となったことである。

第3は，地方公共団体，継続的な取引関係にある個人や法人が一定の議決権の範囲内で出資することができるようになり，食品流通業者との連携強化や，生協等との結びつきを強め販路の確保を図ることができるようになったことである。

第4は，役員要件が，①. 役員の過半が法人の農業や関連事業に常時従事する構成員であること，②. ①に該当する役員の過半が年間60日以上農作業に従事することと改められ，これまでより農作業に従事する役員割合や農作業従事日数が引き下げられたことにより，役員が農作業以外の企画管理業務に取り組みやすくなったことである。

なお，2002年1月からは，農協法の改正により「農事組合法人が同一性を保って，有限会社等に転換」できるようになり，有限会社等に転換しても課税されないこととなった。

2003年6月には，「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律」の制定により，これまでの「農用地利用増進法」が「農業経営基盤強化促進法」に改正され，今後の農業構造，経営対策の基本的な法律と位置づけられたことから農地法も改正され，農業生産法人の事業要件と構成員要件も拡大された。

このように，農業生産法人制度は農業政策全体への市場メカニズムの導入と規制緩和の流れの中で変化してきているが，農事組合法人は農協法によって事業内容，組合員の資格等が定められているため，その基本的要件には大きな変更はない。

現在の農業生産法人制度の仕組みを整理すると，次のようである。まず，法人形態は，農事組合法人，合名会社，合資会社，合同会社(14)及び定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社である。

事業要件は，①. 農業（農畜産物の生産・販売）及び②. 農業に関連する事業が主たる事業であれば，その他の事業も行うことができる。法人が行う事業が農業を主としたものであるかどうかは，直近3ヵ年における農業の売上高が，法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かにより判断される。

農業関連事業としては，法人が行う農業と直接の関連を持つ農産物の加工，貯蔵，運搬，販売，農業生産資材の製造，農作業の受託，都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業等が認められている。これらの事業は，法人の生産物に他の農家等の生産したものを加えて行うことができるが，法人が生産していない農畜産物を他の農家等から集めて，加工・販売・運

搬・貯蔵することは認められない。

なお，農事組合法人の場合は，農協法の規定により，「その他事業」は，農業及び農業関連事業に附帯する事業（附帯事業）に限定される。附帯事業とは，「主たる事業に附帯して行われることが相当と認められる事業であり，具体的には，所有する機械施設の余剰稼働力を活用した事業等」とされている。

構成員要件は，農業生産法人の構成員が，①．農地等を提供した個人，②．農業（関連事業を含む）の常時従事者（原則年間150日以上），③．農業協同組合又は農業協同組合連合会，④．農地を現物出資した農地保有合理化法人，④．地方公共団体，⑤．農業法人投資育成会社[15]，⑥．継続的取引関係にある者（法人から物資の供給又は役務の提供を受ける者，法人に対し物資の供給又は役務の提供を行う者，特許権，実用新案権等について法人と契約を締結する者など）のいずれかに該当することである。

業務執行役員要件は，①．業務執行役員の過半数が法人の農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員であること，②．①に該当する役員の過半数が原則60日以上農作業に従事することという要件のいずれも満たすことである。

(2) 模範定款等による専業合作社と農事組合法人

次に，農業部が2007年6月29日に通達した「農民専業合作社模範定款（以下「模範定款」と略称）と，農林水産省が公表している「農事組合法人定款例（以下「定款例」と略称）から関連する部分を抜粋して比較してみよう（表2）。模範定款や定款例は，行政当局が法律の執行に際しての指導の方向性を具体的に示したものであり，法律条文からは把握できないものを知ることができるからである。なお，ここで定款例は農業経営を行う出資組合のものを提示している。

まず総則についてみると，農協法では，農協は「営利を目的としてその事業を行ってはならない」としているが，農事組合法人の定款例第1条では，「組合員の共同の利益を増進する」としているものの，専業合作社の模範定款第3条の「構成員全体の共同利益を追求する」に比べるとかなり控えめである。また，定款例第6条では，農事組合法人には農協に加入することを義務づけており，農事組合法人も正組合員の一員として，ともに活動することを期待している。

業務内容については，模範定款第4条では，「本合作社が構成員に対して提供する主要なサービスの対象は，農業生産資材の購買，農産品の販売，加工，輸送，貯蔵，農業生産経営に関する技術と情報の提供等である」とした上で，主要業務は，①．組織的調達，構成員が必要とする生産資材の供給，②．組織的販売，構成員が生産した産品の販売，③．構成員が必要とする輸送，貯蔵，加工，包装等のサービス，④．新技術，新品種の導入，技術訓練の実施，技術交流とコンサルティング等を列挙している。

それに対して定款例第7条では，事業を3つに区分して掲げている。すなわち，第1は，組合員のための共同利用施設の設置と，その施設を利用した生産物の運搬，加工又は貯蔵，農作

業の共同化の事業，第2は，農業経営及びこれと併せ行う林業経営，これに関連する製造・加工，貯蔵，運搬，販売，生産資材の製造，農作業の受託，そして第3は，第1及び第2の事業に附帯する事業である。

ここで留意しなければならないことは，農事組合法人では農業経営を行うかどうかによって，容認される事業種が異なるということである。一方，専業合作社は農業の生産前・生産中・生産後の各種サービスを行うことになっているが，農業経営そのものを行うことができるとは明確に書かれていない。

それは，専業合作社は家庭請負経営を基本に構築されており，生産経営行為の主体は家庭経営にあると考えられているからである。しかしながら，専業合作社法では生産経営行為をまったく排除しているとも思われない。前記「農民専業合作社登記管理条例」第9条では，「農民専業合作社の業務範囲はその定款によって規定する」とあり，設立者が自主的に制定した定款で決めれば，生産経営もできるとも考えられるからである。

また，前述のように2003年3月1日に施行された改正農業法の第11条では，「農民専業合作経済組織は，……(中略)　……法によりその定款に規定された範囲で農業生産，経営及びサービス活動を行わなければならない」と規定しており，定款の範囲内で農業生産，経営も認めているのである。

ここで「農民専業合作経済組織」とは，一般に「専業協会」，「専業合作社」，「株式制合作社」の3つをいうが[16]，「専業協会」は実質的な経済活動を行わない団体であり，「株式制合作社」は加工•運輸などを主とする経済団体であるから，「農業法」がいう「農業生産，経営」の主体としては「専業合作社」しか残らないことになる。「農業法」はいわば「基本法」であり，その「基本法」の規定を具体化したものが専業合作社法であるとするならば，「農業生産，経営」も許容されると考えられるのではなかろうか。

耕作の業務，養畜の業務等の農業経営ができるか否かについて，遼寧省と黒龍江省の専業合作社担当官との意見交換をしたが[17]，両省の担当官の間で意見が分かれ，現段階ではどちらとも断じられない。今後の専業合作社設立申請の審査の行方を見守りたい。

次に，出資形態である。模範定款の第38条では，「現金による出資以外に，倉庫，加工施設，運輸施設，農機具，農産品等の現物，技術や知的財産権又はその他財産権利を価額化して出資することができる。但し，労務，信用，自然人の姓名や商標，特別許可の経営権又は担保付き財産などの出資は認められない」とし，第40条では，現金出資者も現金以外の出資した構成員も同等の権利と義務を負うとしている。

このように，現金出資以外に現物出資を認めているが，労務出資は認めていない。土地使用権による出資については，模範定款では明示されていないが，前出の「農民専業合作社登記管理条例」第8条では，「農民専業合作社構成員は貨幣で出資するものとするが，実物，知的財産権等貨幣評価ができ，かつ法律に基づいて譲渡可能な非貨幣財産を価額化して出資できる」としており，土地使用権はここでいう「貨幣評価ができ，かつ法律に基づいて譲渡可能な非貨幣

財産」に含まれると考えることができる。

これに対して農事組合法人の定款例第17条では，「組合員は，出資1口以上を持たなければならない」とした上で，その条文の【備考】として「③. 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して（以下略）」との記載をしており，農地等の現物出資も容認していることは明らかである。

このように，専業合作社には，耕作の業務，養畜の業務等の農業経営ができるか否か，土地使用権による出資が認められるかなど不明な部分もあるが，農事組合法人を含む農業生産法人に類似するところもある。

4　農民的酪農展開に向けた専業合作社の有効性

中国においては経済発展を背景に，牛乳・乳製品の消費が急速に増加し，2000年から05年までに1人当たり消費量は都市部では9.9 kgから17.9 kgへ，農村部でも1.1 kgから2.9 kgへと急速に増加している。農業部が策定した「全国畜牧業発展第11次5ヵ年規画」においても，乳類の生産目標は2010年には05年の1.5倍，年増加率8％を見込んでいる。

また，WTO加盟後の中国においては，国際競争力が弱く，かつ生産過剰でもある穀物類からの生産転換が迫られている。その一つの方向が畜産であることを我々と共同研究を行った方天堃瀋陽航空工業大学遼寧産業経済研究処教授（前瀋陽農業大学経済貿易学院教授）も結論づけており(18)，とりわけ酪農に期待がかけられる。

このような中で，乳業企業がオーストラリアやニュージーランドから乳牛や最新の施設・設備を導入するとともに，酪農技術者をも招聘し，大規模な直営牧場を次々と建設する動きも活発である(19)。しかしながら，直営牧場方式だけでは，急増が予測される牛乳乳製品需要を賄いきれないことは明白であり，広範な農民的酪農の展開が緊急の課題となるのである。

同時に，中国の畜産が飼料を海外に依存せず，国内飼料によって賄われることが世界の穀物需給にとっても，また，飼料の大部分を輸入飼料に依存している日本の畜産の安定的な発展のためにも重要である。このことは，最近の中国やインドの食料需要の増加とバイオ・エタノール生産拡大によって，世界的に穀物価格が急上昇し，輸入飼料に頼る日本の畜産が大きな打撃を被っていることからも明らかである。

一方，東北地域の黒龍江省は，全国の牛乳生産量の17％を占めており，トウモロコシや大豆の主産地でもあることから，酪農を基幹部門とすべくその振興に熱心であるが，我々が2006年8月と07年8月に遼寧省と黒龍江省で行った現地調査からは，次のような問題点が明らかとなった。

第1は，搾乳牛1頭当たり牛乳生産量が4,800 kg程度と，北海道の1960年代の水準にすぎないが，その要因が低品質の粗飼料にあり，それが飼料生産部門と乳牛飼養部門の連携の不十分さに起因することである。

第2は，糞尿が素掘りの穴に貯留され，堆肥化利用が行われず，化学肥料が多用されていることから，飼料畑の地力低下とともに，糞尿や化学肥料による地下水と公共水域の水質汚染が顕在化しつつあることである。

第3は，原料乳の細菌数が多いことを理由に，乳業企業から受乳拒否されるケースが増加してきていることである。中には，農家での搾乳が認められず，集乳ステーションまで牛を牽引し，そこで機械搾乳を行うという非効率なやり方を強いられているケースもみられ，不衛生な搾乳と集乳の方式の改善が急務となっている。

第4は，農民の組織化が弱く，現地指導体制も不十分であり，加工・流通体制も未整備で混乱がみられることである。

これらの問題は相互に密接な関係を有しており，飼料生産から家畜飼養，集乳に至るプロセスの中で総合的に解決されなければならない。しかし，散在する戸当たり10頭程度の零細飼養農家が個別に対応することは困難であり，これらの乳牛飼養農家が集団的な対応をとる方向に誘導しなければならない。そこで，専業合作社の設立による広範な農民的酪農の展開を期待するわけである。

次に，前節までにみてきた専業合作社の制度的枠組みの検討から，その有効性を考えてみたい。

まず，〝総合農協〟ではなく〝専門農協〟を目指し，生産資材の購買，農産物の販売，加工，輸送，貯蔵に関わる事業を主要業務とし，構成員全体の共同利益を追求する合作社は，農民的酪農の展開の上で，有効に機能すると考えられる。

また，比較的少数の構成員が想定されており，農業に従事している者を主体にしながらも，土地使用権を持つ非農業に従事する者，酪農生産に密接な関係を有する企業，さらには社会団体も正規の構成員となることができることも，乳牛導入や施設・設備の設置，環境改善に多額の資金を要する酪農にとって有利である。

さらに，現金出資以外に，施設，農機具，農産品等の現物による出資が認められていることも，多様な構成員を抱える上で都合がよく，土地使用権による出資が認められるとすればなおさらのことである。

専業合作社の業務は，農業の生産前・生産中・生産後の各種サービスを行うことであるが，専業合作社を農民的酪農の展開に普遍的に機能させる上での最大の問題は，乳牛の飼養という酪農経営の主体をなす業務が，専業合作社の業務として認められるかどうかであるといえる。

すなわち，飼料は中間生産物であるから，粗飼料を構成員の畑を専業合作社が借りて，一元的に栽培，収穫，調製し，それを構成員に供給することは生産中のサービスの提供であり，制度上の問題はないが，乳牛を飼養し，最終生産物である牛乳を生産するという行為が，生産中のサービスといえるかということなのである。

もし，専業合作社が乳牛を集団的に飼養し，牛乳を生産することが許されないとすれば，専業合作社による農民的酪農の広範な展開にも限界があると考えなければならない。何故なら，

零細な農家が依然として分散して乳牛飼養を続ける限り，いかに生産前・生産中・生産後のサービスを専業合作社が提供しても，清潔な牛乳を低コストで安定的に生産することは難しいからである。

また，専業合作社の連合体が容認されていないことも問題である。中国の大規模乳業企業は，外国の世界的乳業メーカーとの合弁や技術提携が進むと同時に，合併によりさらに大型化しており，その一方で，中小規模乳業企業が急増している。その結果，乳業企業間の競争が激化する反面，乳価形成は農民にとって不利な形で展開してきており，小規模な乳牛飼養の専業合作社が連合する必要性も高くなってくるのである。

乳牛飼養の専業合作社の連合体が専業合作社法で容認されれば，飼料や酪農資材の一括購入販売により安価に調達することができ，乳価形成の局面においても立場を強化することができる。さらに，牛乳乳製品加工を行うことによって付加価値を高め，既存の大手乳業企業に対抗していくこともできるからである。

これら，中国における農民的酪農の展開に当たっての専業合作社法の有効性と課題については，2007年8月1日から12日の間，遼寧省と黒龍江省で行った専業合作社設立済みと設立予定の5事例からも確認できるが，その詳細については，本号の孔麗「中国東北地域における農民専業合作社の胎動」の5を参照されたい。

おわりに

これまでみてきたように，専業合作社は日本の農協とはかなり性格が違い，中国独特の協同組合組織であると認識すべきものである。

著者は，これまで中国を訪れるごとに各方面から日本の農協組織を学びたいという声を聞いてきた。全人代農業・農村委員会及び農業部によると，「農民専業合作社法は，我が国の農民専業合作社の発展の実践からスタートして，外国の関連する立法経験に鑑みて」制定したとしており(20)，日本の農協もその検討素材とされたはずであるが，あえて〝総合農協〟の形式をとらず，〝専門農協〟の形式を採用し，中国独特の制度を構築したことを評価したい。

しかし，すでに2007年7月1日に法律が施行されたにもかかわらず，法律運用の細部については統一見解がなく，我々の聞取り調査でも畑作と養鶏・養豚主体の遼寧省の担当官には，専業合作社法を厳格に運用しようとしているのに対して，草食家畜の生産が盛んな黒龍江省の担当官は，生産前，生産中，生産後の「サービス」にとどまらず，「経営」そのものに踏み込もうとしている。その違いは，草食家畜生産には飼料作部門との結びつきのほかに，零細な家畜飼養を集団化することが不可欠であることに起因する。

中国には「上に政策あれば，下に対策あり」という言葉があるが，地域に応じた弾力的運用という面ではよいが，混乱も起きる。専業合作社法の解釈については未確認のところもあるが，これらについては引き続き確認作業を続けていきたい。いずれにせよ，零細な農民が様々な形

で専業合作社に結集し，農民的酪農を担っていくことができることを期待したいものである。

最後に，中国での現地調査には遼寧省農村経済委員会，黒龍江省農業委員会の担当者にご協力をいただだいた。また，張広勝・戴蓬軍瀋陽農業大学経済管理学院教授，方天堃瀋陽航空大学遼寧産業経済研究所教授には現地調査に同行していただき，その調査結果の整理にもご協力いただいた。さらに，本稿作成過程では山田定市前本学経営学部教授に貴重なご助言をいただいた。これらの方々に深甚なる謝意を表する次第である。

【付記】

本稿は，2007年度中央三井信託銀行『公益信託北海道開発国際交流基金助成事業』による助成研究「中国東北地域の飼料生産と結合した酪農振興構想策定に関する研究（研究代表：北倉公彦）」の成果の一部である。

表1　農民専業合作社法と農業協同組合法との対比

項　　目	農民専業合作社法（2006年10月31日採択）・全文	農業協同組合法（最終改正2006年2月15日）・抄
法律の目的と原則	第1条　農民専業合作社の発展を支持し引導し，農民専業合作社の組織と行為の規範とし，農民専業合作社及びその構成員の合法的権益を保護し，農業と農村経済の発展を促進するため，本法律を制定する。 第2条　農民専業合作社は，農村における家庭請負経営の基礎の上に，同種の農産物の生産経営者又は同種の農業生産経営サービスの提供者，若しくは利用者が自発的に連合し，民主的な管理を行う互助的な経済組織である。 　農民専業合作社は，その構成員を主要なサービスの対象とし，農業生産資材の購買，農産品の販売，加工，輸送，貯蔵及び農業の生産経営に関する技術と情報などのサービスを提供する。 第3条　農民専業合作社は，以下の原則を遵守するものとする。 (1) 構成員は農民を主体とする (2) 構成員へのサービスの提供を旨とし，構成員全体の共同利益を追求する (3) 加入は任意，脱退も自由 (4) 構成員の地位は平等で，民主的な管理を実行する (5) 剰余金は，主として構成員の農民専業合作社との取引量（額）に応じて還付する 第4条　農民専業合作社は，本法に基づいて登記し，法人資格を取得する。 　農民専業合作社は，構成員の出資，法定積立金，国家財政による直接補助，他人からの贈与及び合法的に取得したその他の資産により形成された財産について，占有し，使用し，処分する権利を有する。また，それらの財産によって債務について責任を負う。 第5条　農民専業合作社の構成員は，その帳簿に記載された出資額と法定積立金の持分を限度に，農民専業合作社に対して責任を負う。 第6条　国は，農民専業合作社及びその構成員の合法的な権益を保護し，いかなる組織と個人もそれを侵犯してはならない。 第7条　農民専業合作社は，生産経営活動を行うに当たり，法律，行政法規，社会規範，商業道徳を遵守し，誠実に信義を守らなければならない。 第8条　国は，財政支持，税制優遇，金融，科学技術と人材における支援及び産業政策による誘導措置等を通じて，農民専業合作社の発展を促進するものとする。 　国は，社会の各方面が力を合せて農民専業合作社にサービスを提供す	第1条　この法律は，農業者の協同組織の発達を促進することにより，農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り，もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。 第3条　この法律において「農業者」とは，農民又は農業を営む法人（…中略…）をいう。 ②　この法律において「農民」とは，自ら農業を営み，又は農業に従事する個人をいう。 ③　この法律において「農業」とは，耕作，養畜又は養蚕の業務（これに付随する業務を含む。）をいう。 第8条　組合は，その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし，営利を目的としてその事業を行つてはならない。 第10条　組合は，次の事業の全部又は一部を行うことができる。 1　組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 2　組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 3　組合員の貯金又は定期積金の受入れ 4　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 5　組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（…中略…）の設置 6　農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設 7　農業の目的に供される土地の造成，改良若しくは管理，農業の目的　に供するための土地の売渡し，貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理 8　組合員の生産する物資の運搬，加工，貯蔵又は販売 9　農村工業に関する施設 10　共済に関する施設 11　医療に関する施設 12　老人の福祉に関する施設 13　農村の生活及び文化の改善に関する施設 14　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 15　前各号の事業に附帯する事業 （著者注：上記のほか，農業経営受託事業，農地信託事業，宅地等供給事業，農業経営事業，農事組合法人などを規定している） 第4条　農業協同組合…（中略）…の名称中には，農業協同組合…（中略）…なる文字を用いなければならない。 ②　農業協同組合…（中略）…でない者は，その名称中に農業協同組合…（中略）…なる文字を用いてはならない。 第5条　農業協同組合及び農業協同組合連合会は，法人とする。 第13条　組合は，定款の定めるところにより，組合員又は会員に出資をさせることができる。

	るよう奨励し，支援するものとする。 第9条　県級以上の各級人民政府は，農業行政主管部門とその他関連部門及び関連機関を組織し，本法の規定により，それぞれの職責に基づいて農民専業合作社の設立と発展について，指導，支援及びサービスの提供を行わなければならない。	②　出資組合の組合員は，出資1口以上を有しなければならない。 ③　出資1口の金額は，均一でなければならない。 ④　出資組合の組合員の責任は，第17条の規定による経費の負担のほか，その出資額を限度とする。 第17条　組合は，定款の定めるところにより，組合員に経費を賦課することができる。 ②　組合員は，前項の経費の支払について，相殺を以て組合に対抗することができない。
設立	第10条　農民専業合作社を設立するためには，以下の条件を備えていなければならない。 (1)　本法第14条及び第15条で規定する5名以上の構成員がいること (2)　本法の規定に合致する定款を有すること (3)　本法の規定に合致する組織機構を有すること (4)　法律と行政法規が規定する名称と定款に定められた住所を有すること (5)　定款の規定に合致する構成員の出資があること 第11条　農民専業合作社の設立には，設立者全員が参加する設立大会を開催しなければならない。設立時に自ら任意で構成員となる者をもって設立者とする。 設立大会は以下の職権を行使する。 (1)　本合作社の定款の採択，設立者全員一致による採択が必要である (2)　理事長，理事，執行監事又は監事会構成員の選出 (3)　その他の重要事項の審議	第55条　農業協同組合を設立するには，15人以上の農業者が…（中略）…発起人となることを必要とする。 第56条　発起人は，予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り，一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して，設立準備会を開かなければならない。 第57条　設立準備会においては，出席した農業者（法人にあつては，その役員）又は組合の理事の中から，定款の作成に当たるべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し，かつ，地区，組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。 第58条　定款作成委員が定款を作成したときは，発起人は，一定の期間（著者注：2週間）前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して，創立総会を開かなければならない。 ③　定款作成委員が作成した定款の承認，事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は，創立総会の議決によらなければならない。
定款の記載事項	第12条　農民専業合作社の定款には以下の事項を記載しなければならない。 (1)　名称及び住所 (2)　業務範囲 (3)　構成員の資格，加入，脱退及び除名 (4)　構成員の権利及び義務 (5)　組織機構及びその設立方法，職権，任期及び議事規則 (6)　構成員の出資方式及び出資額 (7)　財務管理，剰余金分配及び損失処理 (8)　定款改正手順 (9)　解散の理由及び清算方法 (10)　公告事項及び公表方法 (11)　その他規定する必要がある事項	第28条　組合の定款には，次に掲げる事項を記載し，又は記録しなければならない。 1　事業 2　名称 3　地区 4　事務所の所在地 5　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定 6　出資一口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度 7　経費の分担に関する規定 8　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 9　利益準備金の額及びその積立ての方法 10　役員の定数，職務の分担及び選挙又は選任に関する規定 11　事業年度 12　公告の方法
登記	第13条　農民専業合作社を設立するには，以下の書類を工商行政管理部門に提出し，設立登記の申請をしなければならない。 (1)　登記申請書	第2条　この法律の規定により登記すべき事項は，登記の後でなければ，これをもつて第三者に対抗することができない。

	(2) 設立者全員の署名と押印がある設立大会議事録 (3) 設立者全員の署名と押印がある定款 (4) 法定代表者及び理事の就任文書と身分証明書 (5) 出資構成員の署名と押印がある出資リスト (6) 住所の使用証明 (7) 法律，行政法規が規定するその他の文書 登記機関は，登記申請書を受理した日から 20 日以内に登記手続きを完了させ，登記条件に合致する申請者には営業許可証を交付しなければならない。 農民専業合作社の法定登記事項を変更する場合は，変更登記の申請をしなければならない。 農民専業合作社の登記方法は国務院が規定し，登記処理の費用を徴収してはならない。	第 59 条　発起人は，創立総会終了の後遅滞なく，定款及び事業計画を行政庁に提出して，設立の認可を申請しなければならない。 第 74 条　組合又は農事組合法人の設立の登記は，…（中略）…出資の第 1 回の払込があつた日から 2 週間以内に，主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。 ② 組合…（中略）…の設立の登記においては，次に掲げる事項を登記しなければならない。 1　第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの事項（著者注：事業，名称，地区） 2　事務所の所在場所 3　出資組合…（中略）…にあつては，出資 1 口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額 4　存立時期を定めたときは，その時期 5　代表権を有する者の氏名，住所及び資格 6　公告の方法
構成員	第 14 条　民事行為能力を有する公民及び農民専業合作社の業務と直接関わりのある生産経営活動に従事する企業，事業体又は社会団体は，農民専業合作社が提供するサービスを利用することができ，農民専業合作社の定款を承認し遵守し，定款に定められた加入手続きをした場合，農民専業合作社の構成員となることができる。ただし，公共事務の職能を管理する組織は農民専業合作社に加入することはできない。 農民専業合作社は，全体の構成員の名簿を備えておくとともに，登記機関に届け出なければならない。 第 15 条　農民専業合作社の構成員のうち，農民の割合は最低でも構成員総数の 80%以上でなければならない。 構成員総数が 20 人未満の場合は，企業，事業体又は社会団体の 1 つが構成員となることが認められる。構成員総数が 20 人以上の場合は，企業，事業体及び社会団体の構成員が構成員総数の 5 %を超えてはならない。	第 12 条　農業協同組合の組合員たる資格を有する者は，次に掲げる者で，定款で定めるものとする。 1　農業者（組合を除く。） 2　当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて，当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの 3　当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合 4　農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農業協同組合又は当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となつている団体 （著者注：上記 2 号から 4 号に該当する者は「准組合員」といわれる…第 16 条）
構成員の権利	第 16 条　農民専業合作社の構成員は，以下の権利を有する。 (1) 総会に参加し，議決権，選挙権及び被選挙権を有し，定款の規定に基づき当該合作社に民主的管理を行わせる権利 (2) 当該合作社が提供するサービス及び生産経営施設の利用 (3) 定款の規定又は総会の決議に基づいて剰余金の分配を受ける権利 (4) 当該合作社の定款，構成員名簿，総会又は総代会議事録，理事会会議決議，監事会会議決議，財務会計報告及び会計帳簿の査閲 (5) 定款に規定されたその他の権利	第 20 条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは，組合は，正当な理由がないのに，その加入を拒み，又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。
議決権	第 17 条　農民専業合作社の総会において，選挙と表決は 1 人 1 票制とし，構成員はそれぞれ 1 票の基本議決権を有する。 出資額又は当該合作社との取引量（額）が比較的大きな構成員は，定款の規定に基づき付加議決権を持つことができる。ただし，当該合作社の付加議決権の総数は，当該合作社の構成員の基本議決権総数の 20%を	第 16 条　組合員は，各々 1 箇の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし，准組合員は，議決権及び選挙権を有しない。 ③ 組合員は，定款の定めるところにより，書面又は代理人をもつて，議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には，その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ，代理人となることができない。

	超えてはならない。付加議決権を有する構成員及びその有する付加議決権の数は，総会の開催の都度，出席者に告知しなければならない。 定款では付加議決権の行使の範囲に制限を設けることができる。	⑥ 代理人は，5人以上の組合員を代理することができない。 ⑦ 代理人は，代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
義務	第18条　農民専業合作社の構成員は以下の義務を負う。 (1) 総会，総代会及び理事会の決議の履行 (2) 定款の規定に基づく当該合作社への出資 (3) 定款の規定に基づく当該合作社との取引 (4) 定款の規定に基づく損失の負担 (5) 定款に定められたその他の義務	
脱退	第19条　農民専業合作社の構成員が脱退を要求するときは，財務年度終了3ヵ月前に，理事長又は理事会に脱退の届出を提出しなければならない。ただし，企業，事業体又は社会団体である構成員が脱退するときは，財務年度終了6ヵ月前にその届出を提出しなければならない。なお，定款に特別の規定があるときは，その規約によるものとする。脱退した構成員の構成員資格は財務年度の終了時に終了する。 第20条　構成員の資格が終了する前に農民専業合作社と締結した契約は，引き続いて履行しなければならない。ただし，定款に別の規定がある場合又は当該合作社と別の約定がある場合は除く。 第21条　構成員の資格が終了したとき，農民専業合作社は定款の規定に基づいた方法と期限により，当該構成員の帳簿に記載された出資額及び法定積立金の持分を払い戻さなければならない。構成員の資格が終了する前に配分すべき剰余金については，本法第37条第2項の規定により還付しなければならない。 資格が終了した構成員は，定款の規定に基づき資格終了前における当該合作社の損失と債務を分担しなければならない。	第21条　出資組合の組合員は，いつでも，その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において，その譲渡を受ける者がないときは，組合員は，出資組合に対し，定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを，請求することができる。 第22条　組合員は，左の事由に因つて脱退する。 1 組合員たる資格の喪失 2 死亡又は解散 3 除名 第23条　出資組合の組合員は，前条第1項の規定により脱退したときは，定款の定めるところにより，その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。 第24条　持分を計算するに当たり，出資組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは，当該出資組合は，定款の定めるところにより，第22条第1項の規定により脱退した組合員に対して，その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。 第26条　第22条第1項の規定により脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは，出資組合は，その持分の払戻しを停止することができる。
総会	第22条　農民専業合作社の総会は，全構成員から構成され，当該合作社の権力機構であり，以下の職権を行使する。 (1) 定款の変更 (2) 理事長，理事，執行監事又は監事会構成員の選挙と罷免 (3) 重要財産の処理，対外投資，対外担保及び生産経営活動におけるその他の重要事項に関する決定 (4) 年度の業務報告，剰余金配分案及び損失処理案の承認 (5) 合併，分割，解散，清算に関する決議 (6) 任用する経営管理人及び専業技術人員の人数，資格及び任期の決定。 (7) 構成員の変動状況に関する理事長又は理事会の報告の聴取 (8) 定款に定められたその他の職権 第23条　農民専業合作社が総会を開催する場合，出席人数が構成員総数の	第44条　次の事項は，総会の決議を経なければならない。 1 定款の変更 2 規約，信用事業規程，共済規程，信託規程，宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の設定，変更及び廃止 3 毎事業年度の事業計画の設定及び変更 4 経費の賦課及び徴収の方法 5 財産目録，貸借対照表，損益計算書，剰余金処分案，損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告 6 事業の全部の譲渡 第43条の2　通常総会は，定款の定めるところにより毎事業年度1回招集しなければならない。

	3分の2以上を超えていなければならない。 総会が選挙又は決議を行う場合，当該合作社の構成員の議決権総数の過半数をもって採択しなければならない。定款の変更又は合併，分割若しくは解散の決議を行う場合は，当該合作社の構成員の議決権総数の3分の2以上で採択しなければならない。ただし，定款で議決権数についてこれより厳しい条件を課している場合は，その規定に従うものとする。 第24条　農民専業合作社の総会は，毎年少なくとも1回開催しなければならない。会議の招集は定款の規定に従う。以下の一つに該当する場合には，20日以内に臨時総会を開催しなければならない。 (1)　構成員の30%以上が提案する場合 (2)　執行監事又は監事会が提案する場合 (3)　定款に定められたその他の場合	第43条の3　臨時総会は，必要があるときは，定款の定めるところにより，いつでも招集することができる。 第43条の6　総会を招集するには，総会招集者は，その総会の日の10日前までに，組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。 第46条　次の事項は，総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては，その割合）以上が出席し，その議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては，その割合）以上の多数による議決を必要とする。 1　定款の変更 2　組合の解散及び合併 3　組合員の除名 4　事業の全部の譲渡，信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の移転であつて全部を移転するもの（以下，略）
総代会	第25条　農民専業合作社の構成員が150人を超える場合は，定款の規定に基づき総代会を設置することができる。 総代会は，定款の規定に基づき総会の一部又は全部の職権を行使することができる。	第48条　500人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は，定款の定めるところにより，総会に代わるべき総代会を設けることができる。 ②　総代は，組合員（准組合員を除く。）でなければならない。 ③　総代の定数は，その選挙の時における組合員（准組合員を除く。）の総数の5分の1（その総数が2,500人を超える組合にあつては500人）以上でなければならない。 ④　総代は，定款の定めるところにより，組合員が総会においてこれを選挙する。 ⑤　総代の任期は，3年以内において定款で定める。
理事・理事会等	第26条　農民専業合作社は，理事長1名を置くものとし，理事会を置くことができる。理事長は当該合作社の法定代表者となる。 農民専業合作社は，執行監事又は監事会を置くことができる。理事長，理事，経理と財務会計担当者は監事を兼任することができない。 理事長，理事，執行監事又は監事会構成員は，総会で当該合作社の構成員の中から選挙され，本法及び定款の規定に基づいて職権を行使し，総会に対して責任を負う。 理事会の会議及び監事会の会議の議決は1人1票とする。 第27条　農民専業合作社の総会，理事会及び監事会で決議した事項は議事録を作成し，会議出席の構成員，理事及び監事は議事録に署名しなければならない。 第28条　農民専業合作社の理事長又は理事会は，総会の決定によって経理と財務会計担当者を任用することができ，理事長又は理事は，経理を兼任することができる。経理は定款の規定又は理事会の決定によって，その他の人員を任用することができる。 経理は定款の規定及び理事長又は理事会の授権によって，具体的な生産経営活動に責任を負う。	第30条　組合は，役員として理事及び監事を置かなければならない。 ②　理事の定数は，5人以上とし，監事の定数は，2人以上とする。 ④　役員は，定款の定めるところにより，組合員が総会においてこれを選挙する。ただし，農業協同組合の役員は，定款の定めるところにより，総会外においてこれを選挙することができる。 ⑥　投票は，1人につき1票とする。 ⑩　役員は，第4項の規定にかかわらず，定款の定めるところにより，組合員が総会においてこれを選任することができる。 第30条の2　組合は，定款の定めるところにより，役員として，理事及び監事のほか，経営管理委員を置くことができる。 ③　経営管理委員の定数は5人以上とし，当該定数の少なくとも4分の3は，組合員たる個人又は組合員たる法人の役員でなければならない。 第30条の5　組合を代表する理事，組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事は，他の組合若しくは法人の職務に従事し，又は事業を営んではならない。 第31条　役員の任期は，3年以内において定款で定める。 第32条　組合は，理事会を置かなければならない。

	第29条　農民専業合作社の理事長，理事及び管理者は，以下の行為をしてはならない。 (1)　当該合作社の資産の横領，流用又は着服すること (2)　定款の規定に違反又は総会の同意を得ずに，当該合作社の資金を他人に貸与又は当該合作社の資産をもって他人に担保を提供すること (3)　当該合作社と取引する他人から手数料を受け取り，これを私的なものにすること (4)　当該合作社の経済利益に損害を与えるその他の活動を行うこと 理事長，理事及び管理者が以上の規定に違反して得た収入は，当該合作社の所有に属するものとする。当該合作社に損失を与えた場合は賠償の責任を負わなければならない。 第30条　農民専業合作社の理事長，理事及び経理は，同種の業務性質をもつその他の農民専業合作社の理事長，理事，監事又は経理を兼任してはならない。 第31条　農民専業合作社の業務と関係がある公務執行者は，農民専業合作社の理事長，理事，監事，経理又は財務会計担当者となることはできない。	②　理事会は，すべての理事で組織する。 ③　理事会は，組合の業務執行を決し，理事の職務の執行を監督する。 第33条　理事会の決議は，議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては，その割合以上）が出席し，その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては，その割合以上）をもつて行う。 第35条の3　組合は，理事会の決議により，理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。 第35条の6　役員は，その任務を怠つたときは，組合に対し，これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 第41条　組合は，参事及び会計主任を選任し，その主たる事務所又は従たる事務所において，その業務を行わせることができる。 第42条　組合の事業と実質的に競争関係にある事業を営み，又はこれに従事する者は，当該組合の理事，経営管理委員，監事，参事，会計主任又は共済管理人になってはならない。
財務管理	第32条　国務院財政部門は，国の関係法律及び行政法規に基づいて農民専業合作社の財務会計制度を制定する。農民専業合作社は，国務院財政部門が制定した財務会計制度に基づいて会計計算を行わなければならない。 第33条　農民専業合作社の理事長又は理事会は，定款の規定に基づき年度業務報告，剰余金分配案，損失処理案及び財務会計報告を作成し，総会開催15日前に事務所に置いて構成員の査閲に供しなければならない。 第34条　農民専業合作社がその構成員と行った取引及び農民専業合作社が提供するサービスを利用する非構成員と行った取引は，区分して計算しなければならない。 第35条　農民専業合作社は，定款の規定又は総会の決議に基づいて，当該年度の剰余金の中から法定積立金を留保することができる。法定積立金は損失の補填，生産経営の拡大又は構成員の出資への振替えに充当する。 毎年，取り崩した法定積立金は，定款の規定に基づき構成員の持分に応じて定量化するものとする。	第50条の5　組合の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。 第54条の2　組合は，事業年度ごとに，業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し，行政庁に提出しなければならない。 第54条の3　組合は，事業年度ごとに，業務及び財産の状況に関する事項として農林水産省令で定めるものを記載した説明書類を作成し，当該組合の事務所に備え置き，公衆の縦覧に供しなければならない。 第36条　理事は，農林水産省令で定めるところにより，組合の成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 ②　理事は，農林水産省令で定めるところにより，事業年度ごとに，非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を，出資組合にあつては貸借対照表，損益計算書，剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 ⑧　理事は，決算関係書類を通常総会に提出し，又は提供しなければならない。
組合員名簿	第36条　農民専業合作社は，構成員ごとに帳簿を作らなければならない。主な記載事項は以下のとおりである。 (1)　当該構成員の出資額 (2)　数値化された当該構成員の法定積立金の持分 (3)　当該構成員の当該合作社との取引量（額）	第27条の2　理事は，組合員名簿を作成し，各組合員について次に掲げる事項を記載し，又は記録しなければならない。 1　氏名又は名称及び住所 2　加入の年月日及び組合員たる資格の別 3　出資口数及び出資各口の取得の年月日

		4　払込済みの出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額及びその払込みの年月日 ②　理事は，組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
剰余金	第37条　損失補塡と法定積立金を留保した残りの当該年度の剰余金は，農民専業合作社の分配可能剰余金とする。 分配可能剰余金は，以下の規定に基づき構成員に還付するか分配するものとするが，具体的な分配方法は定款の規定又は総会の決議を経て確定する。 (1)　構成員の当該合作社との取引量（額）に応じて還付するものとするが，還付総額は分配可能剰余金の60%を下回ってはならない。 (2)　前号の規定により還付した残りの剰余金は，構成員の帳簿に記載された出資額及び法定積立金の持分に応じて分配する。また，当該合作社が国から受けた直接補助金及び他人から贈与された財産により形成された財産は，構成員に持分を均等にして当該合作社の構成員に分配する。	第52条　出資組合の剰余金の配当は，事業年度終了の日における農林水産省令で定める方法により算定される純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。 1　出資総額 2　利益準備金及び資本準備金の額 3　その事業年度に積み立てなければならない利益準備金の額 4　繰越金の額 5　その他農林水産省令で定める額 ②　剰余金の配当は，定款で定めるところにより，組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ，又は年8分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。
監事・監事会	第38条　執行監事又は監事会を置く農民専業合作社においては，執行監事又は監事会が当該合作社の財務についての内部審査を行うことについて責任を負い，審査結果は総会に報告しなければならない。 総会は，審査機関に当該合作社の財務審査業務を委託することもできる。	第35条の5　監事は，理事の職務の執行を監査する（以下，略）。 第37条の2　次に掲げる組合（著者注：信用事業）を行う農業協同組合は，第36条第2項の規定により作成したものについて，監事の監査のほか，農林水産省令で定めるところにより，全国農業協同組合中央会の監査を受けなければならない。この場合において，監査を行う全国中央会は，農林水産省令で定めるところにより，監査報告を作成しなければならない。
合併，分割，解散と清算	第39条　農民専業合作社が合併する場合，合併決議を行った日から10日以内に債権者に通知しなければならない。合併するそれぞれの合作社の債権及び債務は，合併後の合作社又は新設組織が継承するものとする。 第40条　農民専業合作社が分割する場合，その財産も相応に分割する。また，分割決議を行った日から10日以内に債権者に通知しなければならない。分割前の債務は分割後の組織が連帯責任を負う。ただし，分割前に債権者と債務の弁済について締結した書面による取決めに別の約定がある場合は除く。 第41条　農民専業合作社は，以下の事由が発生した場合に解散する。 (1)　定款に規定された解散の事由が生じた場合 (2)　総会が解散を決議した場合 (3)　合併又は分割により解散が必要となった場合 (4)　法律により営業許可証が取り上げられ又は取り消された場合 前号記第1号，第2号又は第4号により解散する場合は，解散の事由が生じた日から15日以内に，総会で推薦された構成員で清算グループを組織し，解散の清算を開始しなければならない。期限内に清算グループを組織できない場合，構成員又は債権者は人民法院に清算を行うため構	第65条　組合が合併しようとするときは，総会の議決を経て，政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。 ②　合併は，行政庁の認可を受けなければ，その効力を生じない。 第66条　合併によつて組合を設立するには，各組合の総会において農業協同組合にあつては組合員（法人にあつては，その役員），…（中略）…の中から選任した設立委員が共同して，定款を作成し，役員を選任し，その他設立に必要な行為をしなければならない。 第67条　組合の合併は，合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が，その主たる事務所の所在地において，登記をすることに因つてその効力を生ずる。 第68条　合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は，合併に因つて消滅した組合の権利義務を承継する。 第64条　組合は，次に掲げる事由によつて解散する。 1　総会の議決 2　組合の合併 3　組合についての破産手続開始の決定 4　存立時期の満了

	成員を指定して清算グループを組織するよう申し立てることができる。人民法院は当該申請を受理し，清算を行うよう構成員を指定し，清算グループを組織しなければならない。 第 42 条　清算グループは成立した日から農民専業合作社を接収し管理し，清算に関る未了の業務を処理し，財産及び債権・債務を整理し，債務弁済後の剰余財産を分配し，農民専業合作社を代表して訴訟，仲裁又はその他の法手続に参与し，清算完了時に抹消登記を行うことに責任を負う。 第 43 条　清算グループは，成立した日から 10 日以内に農民専業合作社の構成員及び債権者に通知するとともに，60 日以内に新聞に公告を出さなければならない。債権者は通知を受けた日から 30 日以内に，通知を受けとらないときは公告があった日から 45 日以内に，清算グループに対し債権の申し立てをしなければならない。定められた期間内にすべての構成員及び債権者が通知を受け取った場合，清算グループの公告義務は免除される。 債権者は債権を申し立てるとき，債権に関係する事項を説明するとともに，証明資料を提供しなければならない。清算グループは，当該債権の登記を行わなければならない。 債権の申立期間中は，清算グループは債権者に対して弁済業務を行ってはならない。 第 44 条　農民専業合作社は，本法第 41 条第 1 項により解散する場合，又は人民法院が破産の申立てを受けた場合，構成員の合作社からの脱退手続きを行うことはできない。 第 45 条　清算グループは，農民専業合作社社員の賃金及び社会保険費用などの支払い，未納税金の納付及びその他の各種債務の弁済，並びに剰余財産の分配を含む清算に関する案を作成し，総会の採択又は人民法院に確認申請した後，これを実施することに責任を負う。 清算グループは，農民専業合作社の財産が債務弁済に不足するする場合，法律に基づき人民法院に破産の申請をしなければならない。 第 46 条　国家財政からの直接補助により形成された農民専業合作社の財産は，解散又は破産による清算に当たって，分配可能な剰余資産として構成員に分配することはできない。その処理方法は国務院の規定に従うものとする。 第 47 条　清算グループの構成員は，職務に忠実にかつ法律に基づく清算義務を履行しなければならない。故意又は重大な過失により農民専業合作社の構成員及び債権者に損失を与えた場合は，賠償責任を負わなければならない。	5　第 95 条の 2 の規定（著者注：法令違反）による解散の命令 ②　解散の議決は，行政庁の認可を受けなければ，その効力を生じない。 第 71 条　組合が解散したときは，理事がその清算人となる。ただし，総会において他人を選任したときは，この限りでない。 ②　第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業（著者注：信用事業又は共済事業）を行う組合が，第 64 条第 5 項の規定（著者注：総会の議決，組合が定めた各種事業規程違反）により解散したときは，…（中略）…行政庁が清算人を選任する。 第 71 条の 2　清算人は，次に掲げる職務を行う。 1　現務の結了 2　債権の取立て及び債務の弁済 3　残余財産の分配 第 72 条　清算人は，就職の後遅滞なく，組合の財産の状況を調査し，非出資組合にあつては財産目録，出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り，財産処分の方法を定め，これを総会に提出し，又は提供してその承認を求めなければならない。 第 72 条の 2　清算人は，清算事務を終了した後遅滞なく，農林水産省令で定めるところにより，決算報告を作成し，これを総会に提出し，又は提供してその承認を求めなければならない。 第 78 条　組合…（中略）…が解散したときは，合併及び破産手続開始の決定…（中略）…による解散の場合を除いては，2 週間以内に，主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければならない。 第 79 条　組合…（中略）…が合併する場合において合併に必要な行為を終わつたとき…（中略）…は，2 週間以内に，主たる事務所の所在地において，合併又は承継後存続する組合…（中略）…については変更の登記，合併又は承継によつて消滅する組合…（中略）…については解散の登記，合併によつて設立する組合…（中略）…については第 74 条第 2 項に規定する登記をしなければならない。 第 80 条　組合…（中略）…の清算が結了したときは，次の各号（略）に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から 2 週間以内に，主たる事務所の所在地において清算結了の登記をしなければならない。

	第48条　農民専業合作社の破産については，企業破産法の規定を適用する。ただし，破産財産は破産費用及び共益債務の弁済の後，破産前に農民の構成員と取引しながら未決済の項目を優先して弁済しなければならない。	
国等の支援措置	第49条　国は，農業及び農村経済の発展のための建設プロジェクトを支援するに当たって，条件が揃った関係する農民専業合作社に実施を委託し，配置することができる。 第50条　中央及び地方の財政は，それぞれ別個に資金を配置して，農民専業合作社が情報，訓練，農産品品質標準と認証，農業生産基地の施設建設，市場販売及び技術普及などのサービスを展開することを支援する。少数民族地区，辺境地区及び貧困地区の農民専業合作社，並びに国と社会で需給が逼迫している重要農産品を生産する農民専業合作社に対しては，優先的に支援を行うものとする。 第51条　国の政策性金融機関は，様々な形式で農民専業合作社に多方面の資金的支援を与えなければならない。具体的な支持政策は国務院が定める。 国は，商業性金融機関が様々な形式により，農民専業合作社に対して金融サービスを提供することを奨励する。 第52条　農民専業合作社は，国が定める農業生産，加工，流通，サービス及びその他の農業経済活動に対して相応の税制上の特恵を受ける。 農民専業合作社の発展を支援するその他の税制上の優遇政策は，国務院が定める。	
監督・罰則	第53条　農民専業合作社及びその構成員の合法的な財産を横領，流用，差し押さえ，着服又はその他の方法で侵害し，農民専業合作社及びその構成員の生産経営活動を不法に干渉し，農民専業合作社及びその構成員に強制割当を行い，農民専業合作社及びその構成員に有料サービスを受けることを強要し，農民専業合作社に経済的損失を与えた場合，法に基づき法律的責任を追及する。 第54条　農民専業合作社が登記機関に虚偽の登記資料を提出し，又は他の詐欺的手段により登記した場合は，登記機関が是正を命ずる。とくに悪質な場合は，登記を取り消す。 第55条　法律に基づいて関係主管部門に提出した財務報告などの資料に農民専業合作社が虚偽の内容を記載した場合，又は重要な事実を隠した場合は，法に基づき法律的責任を追及する。	第93条　行政庁は，組合…（中略）…から，当該組合…（中略）…が法令，法令に基づいてする行政庁の処分，定款，規約，…（中略）…を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し，又は組合…（中略）…に対し，その組合員，役員，使用人，事業の分量その他組合…（中略）…一般的状況に関する資料であつて組合…（中略）…に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。 第95条　行政庁は，第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において，当該組合…（中略）…の業務又は会計が法令，法令に基づいてする行政庁の処分又は定款，規約，…（中略）…に違反すると認めるときは，当該組合…（中略）…に対し，期間を定めて，必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 第95条の2　左の場合には，行政庁は，当該組合…(中略)…の解散を命ずることができる。 1　組合…(中略)…が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき 3　組合…(中略)…が法令に違反した場合において，行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず，これに従わないとき (著者注：第99条では個別の事業ごとに違反した場合の罰則を規定しているが，省略)

注1　農業協同組合法は，農民専業合作社法に対応する主要なもののみとした。また，○数字は法律の項番号，1，2，3は号番号を表す。
注2　農業協同組合法の条文は，いわゆる出資組合の総合農協を想定しており、特別な場合は省略している。

表2　農民専業合作社模範定款と農事組合法人定款例の比較

項　目	農民専業合作社模範定款・抄 (2007年6月29日　農業部令)	農事組合法人定款例（出資制で農業経営を行う場合）・抄 (農林水産省　最終改正2007年1月25日)
総　則	第1条　構成員の合法的権益を保護し，収入を増加させ，本合作社の発展を促進するため，中華人民共和国農民専業合作社法及び関連法律，法規，政策に従い，本定款を制定する。 第2条　本合作社は，○○○の○○人が発起人となり，○年○月○日，設立大会を開催した。 合作社の名称：○○○○合作社　構成員の出資総額：○○○元 法定代表人：○○○　住所：○○○○○○○○○　郵便番号：○○○ 第3条　本合作社は，構成員にサービスを提供し，構成員全体の共同利益を追求することを旨とする。入社は自由意志により，退社も自由である。地位は平等で，民主的管理を行い，自主経営を実行する。損益は自ら負担し，利益は共に享受する。リスクは共同で負担し，剰余は主として構成員の本合作社との取引量（額）に比例して還付する。	第1条　この組合は，組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ，組合員の共同の利益を増進することを目的とする。 第2条　この組合は，農事組合法人○○○○組合という。 第3条　この組合の地区は，○○県○○郡○○村字○○の区域とする。 第4条　この組合の事務所は，○○県○○郡○○村字○○に置く。 第5条　この組合は，○○農業協同組合に加入するものとする。 第6条　この組合の公告は，この組合の掲示場に掲示してこれをする。
業　務	第4条　本合作社が構成員に対して提供する主要なサービスの対象は，農業生産資材の購買，農産品の販売，加工，輸送，貯蔵，農業生産経営に関する技術と情報の提供等である。主要業務は以下のとおりである。 (1)　組織的調達，構成員が必要とする生産資材の供給 (2)　組織的販売，構成員が生産した産品の販売 (3)　構成員が必要とする輸送，貯蔵，加工，包装等のサービスの展開 (4)　新技術，新品種の導入，技術訓練の実施，技術交流とコンサルティング等 第5条　本合作社は，構成員の出資，法定積立金，国家財政による直接補助，他人からの贈与及び合法的に取得したその他の資産により形成された財産について，占有し，使用し，処分する権利を有する。これらの財産によって，債務について責任を負う。 第7条　総会の討議を経て，下記の事項が認可される。本合作社は，その業務内容と関わる経済実体に即して投資し，起業する。本合作社の業務と関わりのある事業体の要請に基づき，代理購買・代理販売など仲介業務を行う。政府の関係部門に申請し又は政府の関係部門の要請により，国家の農業と農村経済の建設プロジェクトへの支援を行う。決定された額と方式に基づいて社会公益の寄付に参加する。【注：この業務については，農民専業合作社が選択して行うことができる。】	第7条　この組合は，次の事業を行う。 (1)　組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬，加工又は貯蔵の事業を含む）及び農作業の共同化に関する事業 (2)　農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営 (3)　前号に掲げる農業に関連する事業であって，次に掲げるもの ①　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 ②　農畜産物の貯蔵，運搬又は販売 ③　農業生産に必要な資材の製造 ④　農作業の受託 (4)　前3号の事業に附帯する事業 第8条　この組合は，組合員の利用に差し支えない限り，組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし，組合員以外の者の利用は，農業協同組合法（以下「法」という）第72条の8第3項に規定する範囲内とする。
構成員	第9条　民事行為能力をもつ公民は，○○○【注：業務とする主たる農副産品名称】の生産経営に従事し，当該合作社が提供したサービスを利用し，受け入れることができ，本定款を承認し，遵守し，また本定款に規定された入社の手続きを行えば，本合作社の構成員になることを申請できる。	第9条　組合員たる資格を有するものは，次に掲げる者とする。 (1)　この組合の地区内に住所を有する農民 (2)　農業協同組合及び農業協同組合連合会で，その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの

	本合作社は，その業務と直接に関連する生産経営活動の企業，事業体又は社会団体をも構成員とすることができる。 公共事務を管理する職能をもつ組織体は，本合作社に加入できない。本合作社の構成員のうち，農民構成員は構成員総数の80％以上を占めなければならない。 【注：定款では，一定の生産経営規模又は経営サービス能力等について，入社構成員のその他の条件をつけることができる。】 第10条　前条の規定に適合するものは，本合作社理事会【注：又は理事長】に書面で入社申請し，総会【注：又は理事会】の審査討議を経て認可された者は本合作社の構成員となる。 第11条　本合作社構成員の権利は以下のとおりである。 (1)　総会への参加，議決権と選挙権及び被選挙権 (2)　本合作社が提供するサービスと生産経営施設の利用 (3)　本定款の規定又は総会の決議に基づいた本合作社の利潤の分配 (4)　本合作社の定款，構成員名簿，総会議事録，理事会会議決議，監事会会議決議，財務会計報告と会計帳簿の閲覧 (5)　本合作社の業務に対する質問，批評及び建議の提出 (6)　臨時総会の召集提案 (7)　自由な退社声明の提出，本定款の規定に基づいた本合作社の脱退 (8)　構成員が共同で決議したその他の権利 第13条　本合作社の構成員の義務は以下のとおりである。 (1)　本合作社の定款と各種規程を遵守し，総会と理事会の決議の執行 (2)　定款の規定に基づく本合作社への出資 (3)　積極的な当該合作社への各種業務活動への参加，本合作社が提供する技術指導の受入れ，本合作社の定款の品質標準と生産技術規程に基づく生産への従事，本合作社と締結した業務契約の履行，互助協力の精神の発揚による共同の発展 (4)　本合作社の利益の維持，生産経営施設の愛護，本合作社構成員の共有財産の保護 (5)　本合作社構成員の共同利益を損なう活動の禁止 (6)　本合作社又は本合作社のその他の構成員に対する債権の引き受け又は納付されない出資額による相殺の禁止。納付済みの出資額による本合作社又は本合作社のその他構成員に対する債務の相殺の禁止 (7)　本合作社の欠損の負担 (8)　構成員の共同決議によるその他の義務	(3)　この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人 (4)　この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人 (5)　この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約，新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約，実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者 ……中略…… 4　第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数は，総組合員の数の3分の1を超えないものとし，前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は，総組合員の数の2分の1から第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数を控除した数を超えないものとする。 第10条　この組合の組合員になろうとする者は，引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。 2　この組合は，前項の加入申込書の提出があったときは，総会でその加入の諾否を決する。 3　この組合は，前項の規定によりその加入を承諾したときは，その旨を申込者に通知し，出資の払込みをさせるとともに，組合員名簿に記載し，又は記録するものとする。 4　加入の申込みをした者は，前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。 【備考】　現物出資を認めようとする組合，農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては，本定款例にある必要な条文（略）の修正加筆を行うこと。
総　会	第18条　総会は本合作社の最高権力機構であり，すべての構成員により構成される。総会は以下の職権を行使する。 (1)　本合作社の定款，各種規則及び制度の審議と変更 (2)　理事長，理事，執行監事又は監事会構成員の選挙及び免職 (3)　構成員の入社，退社，継承，除名，奨励，処分等の事項の決定 (4)　構成員の出資規準及び出資の増加又は減少の決定	第29条　理事は，毎事業年度1回○月に通常総会を招集する。 2　理事は，次の場合に臨時総会を招集する。 (1)　理事の過半数が必要と認めたとき。 (2)　組合員がその5分の1以上の同意を得て，会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。 3　理事は，前項第2号の規定による請求があったときは，その請求があった日か

<table>
<tr>
<td></td>
<td>(5) 本合作社の発展ビジョンと年度業務経営計画の審議
(6) 財務予算と決算案の審議と承認
(7) 利潤分配案と欠損処理案の審議と承認
(8) 理事会，執行監事又は監事会が提出した業務報告の審議と承認
(9) 重要な財産処理，対外投資，対外担保と生産経営活動中のその他重大事項の決定
(10) 合併，分割，解散，清算と対外連合等に対する決議
(11) 経営管理人の採用と専門技術員の人数，資格，報酬と任期の決定
(12) 理事長又は理事会による構成員の変動状況に関する報告の聴取
(13) その他重要事項の決定</td>
<td>ら10日以内に，総会を招集しなければならない。
……以下略……

第31条　次に掲げる事項は，総会の議決を経なければならない。
(1) 定款の変更
(2) 規約の設定，変更及び廃止
(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
(4) 事業報告，貸借対照表，損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
(5) 団体（農業協同組合を除く）への加入又は団体からの脱退
(6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認</td>
</tr>
<tr>
<td>出　資</td>
<td>第37条　本合作社の資金源は以下の項目による。
(1) 構成員の出資金
(2) 会計年度における剰余金から取り崩した法定積立金，公益金
(3) 未配分収益
(4) 国家からの支援補助資金
(5) 他人からの贈与
(6) その他の資金

第38条　本合作社の構成員は現金による出資以外に，倉庫，加工施設，運輸施設，農機具，農産品等の現物，技術や知的財産権又はその他財産権利を価額化して出資してもよい。但し，労務，信用，自然人の姓名や商標，特別許可の経営権又は担保付き財産などの価額化による出資は認められない。構成員が現金以外で出資する場合は，すべての構成員の評価により価額化する。

第39条　本合作の社構成員が納付すべき出資額は，○ヵ月以内に納付を完了しなければならない。

第40条　現金以外の方式で価額化して出資した構成員と，現金で出資した構成員は同等の権利を有し，同じ義務を負う。……以下略……

第41条　本合作社及びすべての構成員の発展目標の実現のため，構成員の出資を調整する必要があるときは，総会の討議承認を経て決議を行い，各構成員は総会の決議の方式と金額に基づいて構成員の出資を調整する。</td>
<td>第17条　組合員は，出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の○○を超えることができない。
【備考】 ①. ○○は，50以下とすること。②. 現物出資を認める組合においては，本条に「2　この組合に現物出資をする組合員の氏名，出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は，別表のとおりとする」の1項を加え，定款末尾に別表を加えること。③. 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して，当該組合員の脱退又は組合の解散等にあたって，当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては，本条にさらに「3　現物出資の目的たる農地についての権利は，当該現物出資（第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む）をした組合員の承認を得なければ，これを処分することができない」の1項を加えること。

第18条　出資1口の金額は，金○○円とし，全額一時払込みとする。

附則　現物出資を認める組合においては，次の別表を加えること。
<table><tr><td>組合員氏名</td><td>現物出資の目的たる財産</td><td>当該財産の価額</td><td>当該組合員に与える出資口数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>法定積立金・剰余金等</td>
<td>第42条　本合作社はその年の利潤から○○%の法定積立金を取り崩し，生産経営の拡大に用いて欠損を補い又は構成員の出資に代える。【注：合作社自身が発展の実際状況に基づいて法定積立金取り崩しの可否を決める】

第43条　本合作社は当年の利潤から○○%の法定積立金を取り崩し，構成員の技術訓練，知識教育及び文化，福祉事業と生活上の相互扶助に用いる。そのうち，構成員の技術訓練と知識教育に用いる割合は，少なくても法定積立金額の○○%でなければならない。</td>
<td>第39条　剰余金は，利益準備金，資本準備金，任意積立金，配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

第40条　この組合は，出資総額と同額に達するまで，毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合は，これをてん補した後の残額）の10分の1に相当する金額以上を利益準備金として積み立てるものとする。

第41条　減資差益及び合併差益は，資本準備金として積み立てなければならない。</td>
</tr>
</table>

	第 45 条　本合作社が受けた国家財政直接補助と他人からの贈与は，すべて本定款に規定された方法に基づいて記帳し，本合作社の資金（財産）として規定された用途と贈与者の意志によって本合作社の発展に用いる。 ……以下略…… 第 46 条　当年の生産経営と管理サービスコストを控除して欠損を補い，法定積立金と公益金を取り崩した後の分配可能剰余金は，総会の決議を経て下記に基づいて分配する。 (1)　構成員の本合作社との業務の取引量（額）の比例によって還付する。還付総額は分配可能剰余金の○○%より低くてはならない。【注：法律により 60%以上でなければならないが，総会の討議に基づいて決定する】 (2)　前号の規定によって還付後の剰余部分は，構成員帳簿に記載した出資額と法定積立金持分及び本合作社が受けた国家財政による直接補助と他人からの贈与によって形成した財産を均等に数量化した構成員の持分で比例に基づいて本合作社に配分し，構成員個人帳簿に記入する。 第 47 条　本合作社に欠損がある場合，総会の討議承認を経て，法定積立金で補い，不足分はそれから年度剰余で補うことができる。 本合作社の債務は，本合作社の法定積立金又は剰余で弁済し，不足分は構成員個人帳簿に記載した財産持分に基づいて，比例して分担する。但し，構成員帳簿に記載した出資額と法定積立金の持分を超えてはならない。	ただし，合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。 第 42 条　この組合は，毎事業年度の剰余金から第 40 条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し，なお残余があるときは，任意積立金として積み立てることができる。 2　任意積立金は，損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。 第 43 条　この組合が組合員に対して行う配当は，毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし，組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当，組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。 2　事業の利用分量の割合に応じてする配当は，その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して，組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。 3　事業に従事した程度に応じてする配当は，その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容，責任の程度等に応じてこれを行う。 4　出資の額に応じてする配当は，事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。 ……以下略…… 【備考】　農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては，本定款例にある必要な条文（略）の修正加筆を行うこと。 第 44 条　この組合は，事業年度末に損失金がある場合には，任意積立金，利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して，そのてん補に充てるものとする。

注

(1) 北倉公彦・孔麗「中国における酪農・乳業の現状とその振興」, 2007年3月,『北海学園大学経済論集　第54巻第4号』, pp 43〜46参照。

(2) 北倉公彦・孔麗「中華人民共和国農民専業合作社法」, 2007年9月, 北海学園大学開発研究所『開発論集　第80号』, pp 147〜160。

(3) 生産責任請負制の一形態で, 家庭が生産単位となって郷政府との契約により土地を使用して農業を行うものである。このうち〝包産到戸〟は, 農民が一定の生産量を集団から請け負い, それを超える場合には報奨金を受け取り, 達しない場合には罰金を支払うというものであるが, 集団労働は家族労働に変わるものの, 作付決定権は生産隊にあり, 必要な食糧は集団から配給を受ける。それに対して〝包干到戸〟は, 契約により経営を請け負い, 供出量のほか農業税など各種負担金を支払った残余は農民のものになるというものであり,〝包産到戸〟より経営の自主性が高い。

これらは〝双包〟ともいわれるが, その進展によって, 集団は自ら生産を行う組織ではなくなるとともに, 国家による農業生産に関する指令性の統制も緩和されていくことになった。

(4) 改革開放以前の食糧流通の基本は, 1953年に通達された「食糧の統一買付・統一販売の実施に関する命令」による食糧の生産計画, 買付, 販売, 輸出入, 在庫管理のすべてを国が統制するもので, その第1条では,「食糧の生産農家は, 国家が定めた買付食糧の種類, 価格及び計画買付割当量に従って,（自家消費仕向を除く）余剰食糧を国家に販売しなければならない」として, 農民に供出義務を課し, 買付価格は中央政府が決定していた。一方, 都市住民には食糧購入券を発行するという配給制がとられた。

(5) 改革開放後の1981年,「農副産物の協議買付・協議販売価格に関する暫定管理弁法（草案）」が通達され, 生産から流通の各段階において, 当事者間の協議による価格設定がなされることになり, 協議買付価格は, 需給状況により生産者と協議しながら決定されるようになった。

(6) 中国共産党中央委員会の機関紙で, 最も発行部数の多い全国紙の『人民日報』は, 1995年12月11日付け社説で「農業産業化を論ず」を掲載し, その推進を呼びかけている。

(7) 中国では中央政府が全国的な政策を展開する場合, その前にモデル的に試行する省や地域を指定し, その有効性を確認した上で, 法律・法規を制定するという方法をとることが多い。

(8) 2007年8月2日に行った, 遼寧省農村経済委員会の農民専業合作社担当者からの聞取り調査。

(9) 1900年に制定された「産業組合法」により, 日本の協同組合の組織化が本格化するが, 1930年代の経済更正運動により, 1町村1組合, 購買・販売・信用・利用部門の4種兼業, 全戸加入, 全利用という, 現在の総合農協の原型ができた。

(10) その結果, 2004年度には全国における総合農協では, 准組合員が組合員総数に占める割合は44%に達している。

(11) 韓大元「中国憲法条文における〝農民〟の規範的分析」,『北方法学』第1巻第1期, 2007年。

(12) 黒竜江省農業委員会「黒竜江省農民専業合作経済組織発展情況」
http://www.cfc.agri.gov.cn/area/more.asp?typeid=27（2008年2月1日検索）

(13) 農業生産法人制度の創設からその変遷については, 関谷俊作「日本の農地制度」農業振興地域調査会, 2081年11月, pp 71〜81に詳しい。

(14) 合同会社とは, 2006年5月1日の「会社法」の施行により新たに創設された会社類型であり, 社員間の人的信頼関係を基礎とし, 出資者は1人以上いればよく, 上限はない。資本金の最低額は1円である。出資者の責任は出資金額内の有限責任が確保され, 会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を持っている。取締役や監査役の設置が不要で, 定款の認証も不要であるなど, 設立時の経費や手間が少なく, 設立しやすい形態である。また, 組合的運営（1人1票制）であり, 役員の任期は無期限で, 会社の決定事項については全社員の同意が必要であるなど, 家族

や仲間による小規模な組織づくりに適している。

なお,「有限会社法」が廃止され,「会社法」が施行されたことにより,2006年5月1日以降は新たに有限会社を設立することができなくなったが,「会社法」の施行時に既に設立されている有限会社については,「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により,特段の手続きを経ることなく,「会社法」の規定による株式会社として存続することとされた。また,既存の有限会社については,改正前の有限会社と同様の取扱いをすることができることになっている。

(15) 2002年5月に施行された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき,農業法人の自己資本の充実を促進し,その健全な成長発展を図るため農林水産大臣が承認した会社であり,農事組合法人,株式会社又は持分会社であって農業を営む法人に対し,持分,株式,新株予約権又は新株予約権付社債等の取得及び保有,経営又は技術の指導を行う。2002年10月,農林漁業金融公庫,全国共済農業協同組合連合会,全国農業協同組合連合会,農林中央金庫,全国農業協同組合中央会が株主となって「アグリビジネス投資育成株式会社」が設立されている。

(16) このことについては,本号の孔麗「中国東北地域における農民専業合作社の胎動」,2の(3)を参照されたい。

(17) 2007年8月2日に行った遼寧省農村経済委員会及び8日に行った黒龍江省農業委員会での農民専業合作社担当者からの聞取り調査。

(18) 方天堃「WTO加盟後における中国東北地域農業発展の趨勢」,『2002年度北海学園大学・瀋陽農業大学共同シンポジウム　WTO加盟後の中国農業と日本　報告要旨』,2002年7月18日。

(19) 我々が2006年8月に調査を行った瀋陽市に本社を置く「輝山乳業」もその一つの例である。

(20) 全人代農業・農村委員会・農業部「中華人民共和国農民専業合作社法宣伝綱要」,2007年1月5日。